

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和 7 年 度 第 3 回 理 事 会 議 事 録

- 1 開催の日時 令和 7 年 6 月 9 日（月）午前 1 0 時 3 0 分
- 2 開催の場所 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構事務室
大阪市中央区天満橋京町 1 番 2 6 号
当該場所に存しない役員等は、W e b 会議システム（使用サービス名
： Z o o m）を利用して参加。
- 3 理事総数 8 名
- 4 出席理事数 7 名
出席理事長 目 片 佳 子
出席理事 碇 正 登
出席理事 裏 祥 嗣
出席理事 平 井 克 尚
出席理事 高 木 雅 人
出席理事 中 川 一
出席常務理事 今 井 崇
- 5 出席監事 佐々木 泰 裕
出席監事 岡 本 光 平

6 議事の経過の要領及びその結果

(1) 開 会

令和 7 年度第 3 回理事会を W e b 会議として開始するにあたって、出席理事、監事全員の音声及び映像が共有されていることを確認した。定刻に至り、常務理事兼事務局長の今井崇氏が開会を宣し、本日の令和 7 年度第 3 回理事会は、定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた後、引き続き、目片理事長及び来賓から挨拶があった。

(2) 議長選出

定款第34条の規定により、目片理事長が議長に就任し、上記出席者全員の音声及び映像が共有されていることを確認し、議案の審議に入った。

(3) 議案

第1号議案 令和6年度事業報告及び決算書類の承認の件

議長が、今井常務理事に「令和6年度事業報告及び決算書類の承認の件」について説明させ、今井常務理事が、定款第8条第1項の規定により、令和6年度事業報告及び決算を資料1のとおりとしたい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

第2号議案 常務理事（事務局長）にかかる公募実施の承認の件

議長が、今井常務理事に「常務理事（事務局長）にかかる公募実施の承認の件」について説明させ、今井常務理事が、資料2のとおり常務理事（事務局長）にかかる公募を実施したい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認された。

第3号議案 令和7年度第2回評議員会の招集に関する件

議長が、今井常務理事に「令和7年度第2回評議員会の招集に関する件」について説明させ、今井常務理事が、定款第17条第1項及び理事会運営規程第13条第3号の規定により、資料3のとおり令和7年度第2回評議員会を6月25日に招集したい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

(4) 報告事項

今井常務理事から、資料4のとおり定款第23条第3項の規定による理事長及び常務理事の自己の職務の執行の状況について報告した。また、資料5のとおり次期(R8～10)あり方検討について、資料6のとおり、理事長専決による職員給与規程の一部改正について、資料7のとおり有価証券の売買について報告した。

(5) 閉会

以上をもって、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構令和7年度第3回理事会の議題全部を終了したので、今井事務局長が午前11時50分閉会を宣言した。

以上の決議を明確にするために、今井常務理事が議事録を作成し、代表理事（理事長）および出席監事が次に記名押印する。

令和7年6月9日

議長及び代表理事（理事長）

監 事

監 事

〔資料 1〕

第 1 号議案

令和 6 年度事業報告及び決算書類の承認の件

令和 6 年度

事業報告書

自：令和 6 年 4 月 1 日
至：令和 7 年 3 月 31 日

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

概 況

令和6年度は、健全で安定した経営基盤の維持、公益実現への貢献ならびに社会からの期待に相應しい事業運営を目指すことを使命に、積極的に事業活動の展開に取り組んだ。

管理運営活動では、所要の会議を招集による開催、Web会議システムを利用した開催、また書面による決議の省略を組み合わせることで実施することにより、関係者との協議・合意形成を図った。

また、事業活動では、琵琶湖・淀川水系の健全な水環境の実現のための調査研究、広報啓発、活動支援事業について、Webシステムを併用した成果報告会の開催や活動報告の紹介等を行うとともに、現地開催により行われたイベントに積極的に参加し、対面による啓発事業を行った。あわせて、ソーシャルメディアを活用した機構の活動紹介を行うなど、引き続き「飲める水 遊べる水辺 次世代に」をキャッチフレーズとして掲げ「遊んだり、泳いだりするのに適した河川や湖にする」という目標を実現するため、琵琶湖・淀川水系が抱える水環境課題の解決に資する取組みを実施した。

I . 管理運営活動等

1. 評議員会、理事会、評議員会・理事会幹事会等

評議員会、理事会、評議員会・理事会合同幹事会を開催し、事業運営全般について検討・審議を行った。

(1) 評議員会

第1回評議員会（決議の省略）

評議員会運営規程第9条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和6年5月13日に評議員会の決議があったものとみなされた。

- ・議 案：・評議員の選任
- ・理事の選任

第2回評議員会

- ・日 時：令和6年6月26日 午前10時00分～午前11時05分
- ・場 所：大阪府立労働センター 6階604会議室
- ・議 案：・令和5年度事業報告及び決算書類の承認
- ・報告事項：・次期(R8～10)あり方検討に向けた今後の予定

第3回評議員会

- ・日 時：令和7年2月25日 午後2時55分～午後4時00分
- ・場 所：一般社団法人近畿建設協会 会議室D
- ・議 案：・基本財産の処分の承認
- ・令和6年度収支計算書（補正）の承認
- ・令和7年度事業計画書の承認
- ・令和7年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- ・報告事項：・令和7～8年度学術委員
- ・次期(R8～10)あり方検討に向けた事務局検討状況
- ・琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会

(2) 理事会

第1回理事会（決議の省略）

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和6年4月25日に理事会の決議及び報告があったものとみなされた。

- ・議案：・令和6年度第1回評議員会を決議の省略で実施
- ・顧問選任の同意

第2回理事会

- ・日時：令和6年6月4日 午後1時30分～午後2時35分
- ・場所：当機構事務所（Web会議システムを使用）
- ・議案：・令和5年度事業報告及び決算書類の承認
- ・令和6年度第2回評議員会の招集
- ・報告事項：・理事長・常務理事の職務の執行の状況
- ・次期(R8～10)あり方検討に向けた今後の予定

第3回理事会（決議の省略）

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和6年7月19日に理事会の決議があったものとみなされた。

- ・議案：・顧問選任の同意

第4回理事会

- ・日時：令和7年2月14日 午後3時00分～午後4時20分
- ・場所：当機構事務所（Web会議システムを使用）
- ・議案：・令和6年度収支予算書（補正）の承認
- ・令和7年度事業計画書の承認
- ・令和7年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- ・重要財産（基本財産）の処分の承認
- ・特定資産の取崩しの承認
- ・令和6年度第3回評議員会の招集
- ・報告事項：・理事長・常務理事の職務の執行の状況
- ・理事長専決報告（職員給与規程の一部改正）
- ・令和7～8年度学術委員
- ・次期(R8～10)あり方検討に向けた事務局検討状況
- ・琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会

(3) 評議員会幹事会・理事会幹事会

第1回評議員幹事会・理事会幹事会合同会議

- ・日時：令和6年5月27日 午後1時15分～午後2時45分
- ・場所：当機構事務所（Web会議）
- ・議題：・令和6年度第2回理事会の案件
- ・令和6年度第2回評議員会の案件

第2回評議員会幹事会・理事会幹事会合同会議

- ・日時：令和7年2月3日 午後1時00分～午後2時45分
- ・場所：当機構事務所（Web会議）
- ・議題：・令和6年度第4回理事会の案件
- ・令和6年度第3回評議員会の案件

Ⅱ．事業活動等

令和6年度は、引き続き琵琶湖・淀川流域における水環境問題を流域全体で解決するための一翼を担い、「飲める水 遊べる水辺 次世代に」をキャッチフレーズに、調査研究事業、広報啓発事業および活動支援事業を実施した。

1. 水質保全調査研究事業

(1) 水質保全調査研究開発事業(自主事業)

琵琶湖・淀川流域は2府4県に跨っており、関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質問題や共同連携による取り組みが効率的な水質課題の解決を目的として調査研究を進めている。

流域の水質・水環境情報や成果は当機構のホームページ上に公開するとともに、関係府県・機関の施策等に活用してもらえるよう、評議員会、理事会、幹事会の他、研究助成成果報告会等の機会を利用し、研究成果の情報・知見の提供に努めている。令和6年度に実施した調査研究は以下の通りである。

① 木津川上流における水質保全のための調査研究【継続】

これまで、流域全体の水質保全の観点から、流域の最東南に位置する木津川上流域の名張川における平水時・降雨影響時調査を実施し、汚濁負荷特性を検討してきた。一方、木津川上流域には名張川以外にも、岩倉峡より上流部に伊賀市内を流れる木津川や服部川等が存在するため、令和5年度より、これら河川を対象に降雨影響時の汚濁負荷量調査を継続して実施した。平水時の負荷量は水文水質データベース (<http://www1.river.go.jp/>) の公開データから算出し、降雨時調査結果と比較した。

その結果、調査流域において降雨時に発生する負荷量および成分に関する知見が得られた。また、強い降雨時を含めたL-Q式も得られたことから、岩倉峡より上流部から下流に流下する各水質(COD,T-N,T-Pなど)の汚濁負荷量について、流量観測値から大まかに推定することが可能となった。

② 琵琶湖南湖におけるカビ臭問題に関する調査研究【継続】

琵琶湖南湖を水源とする各水道事業者において、藍藻類を原因とするカビ臭物質が問題となっているが、近年の藍藻類の種の変化や形態分類の難しさ等により、その実態は不明である。また、関東では周辺の池から湖沼にカビ臭原因藍藻が流入しているとの指摘があり、琵琶湖の内湖等においても同様の事象が存在する可能性がある。一方、過去には南湖湖岸の水草繁茂域よりカビ臭原因藍藻を対象とする殺藍藻細菌が単離されており、カビ臭対策への活用も期待されるが、近年の実態は不明である。

上記の課題に対しては、遺伝子解析による検討が可能である。そこで、令和6年度は以下の調査研究を実施した。

1) ロングリードシーケンサーによる定量的細菌叢調査では、琵琶湖南湖のカビ臭原因藍藻および殺藍藻細菌の存在実態の把握を目的として、令和5年度に引き続き、南湖湖岸付近を対象に調査を実施した。ただし、通常の分析手法では定量が困難なため、別途、定量する方法を検討し、定量的比較を試みた。その結果、

本調査で採用した定量方法（案）が有する特徴について、幾つかの知見が得られた。また、琵琶湖南湖に存在するカビ臭原因藍藻および殺藍藻細菌について、遺伝的分類に関する知見が得られた。さらに、カビ臭合成遺伝子の存在状況に関する知見も得ることができた。

2) 【京都大学共同研究】内湖等を対象としたカビ臭原因藍藻の分布状況調査では、琵琶湖南湖周辺の内湖等を中心に、カビ臭原因の存在実態の解明を目的として調査を実施した。その結果、調査した各内湖のカビ臭物質濃度およびカビ臭合成遺伝子の存在状況に関する知見を得ることができた。

③ 木津川カビ臭問題に関する調査研究【新規】

令和6年5～6月にかけて、京都府営水道木津浄水場の原水（木津川下流）から高濃度のカビ臭物質2-メチルイソボルネオール（2-MIB）が検出され、問題化した。そこで、近年ではあまり事例のない現象のため臨機の対応として、今後の影響を検討する上で必要な原因生物の特定を目的に、遺伝子調査を実施した。

その結果、2-MIB合成遺伝子を含め、既存の2-MIB原因藍藻・放線菌に関する遺伝子は検出されず、原因生物の種を特定することはできなかった。この原因として、採水時には既に原因生物の大幅な減少などにより、その細胞を採取できなかった可能性が考えられる。

④ 琵琶湖・淀川流域内の物質動態に関する情報整理【継続】

有機フッ素化合物（PFAS）等を中心に、公表できるよう流域内の様々な物質動態に関する情報整理等を進めている。

その他、平成26年度に発行した「琵琶湖・淀川流域における河川環境の変遷」の更新に向けて、準備的な検討を進めた。

（2）「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」

琵琶湖・淀川流域において、現在起きている課題や将来的に問題となる可能性がある課題等を対象に、流域内の各研究機関の研究者らと共に連携強化を促進し、幅広い情報・課題を共有し検討する場として、「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」を開催した。令和6年度は、「幅広いプラスチックごみ問題」について、様々な知見を共有し意見交換を実施した。

- ・第1回検討会 令和6年9月19日（参加研究機関：機構含む5研究機関）
- ・第2回検討会 令和7年2月19日（参加研究機関：機構含む4研究機関）

（3）調査研究の成果の発表及び社会活動等

① 論文発表

- ・和田「難分解性有機物とは何か-難分解性有機物の研究を基にした調査・分析の手引書作成-」，水環境学会誌，47(A)(10)，350-354，2024
- ・和田・沈・佐藤「琵琶湖底泥溶出試験による栄養塩および重金属の溶出フラックス評価」，環境技術，53(6)，295-305，2024

② 国内・国際学会・シンポジウム発表

- ・日本水処理生物学会第60回大会（2024年11月，兵庫開催）
類家・和田・中川「ロングアンプリコン解析による琵琶湖南湖・湖岸域の秋～

冬期の藍藻について」

- ・第59回日本水環境学会年会（2025年3月，北海道開催）
類家・和田・中川「DNA-MOCKと琵琶湖水を対象としたロングリードシーケンサーによる定量的細菌叢分析の試み」

③ 講演・社会活動等

- ・NPO法人日中交流推進機構 中信環境投資集团有限公司創新研究院 短期研修講義（2024年11月，大阪）
- ・日本水処理生物学会 第39回水処理生物基礎講座「生ぐさ臭・淡水赤潮の原因となる黄金藻類等の冬のプランクトンの観察・同定・培養・評価技術」講師・実習担当（滋賀県立琵琶湖博物館 共催，2024年11月，滋賀）
- ・(公財)国際湖沼環境委員会 2024年度JICA課題別研修「水資源の持続可能な利用と保全のための統合的湖沼・河川・沿岸流域管理」
「琵琶湖・淀川流域における水利用、水質浄化技術の紹介と水環境管理」講師（2025年2月，滋賀）

④ 出展等

琵琶湖・淀川流域の水環境啓発や機構のPRをおこなった。

1) 琵琶湖・淀川・大阪湾流域圏シンポジウムin大阪【ブース出展】

✧パネル展示による機構事業の紹介、散策ブック等の刊行物の配布

（開催日：令和6年5月18日
場所：大阪工業大学梅田キャンパス [OIT梅田タワー]

2) 「ごみゼロ大作戦 × ^{かけるまるまる}〇〇」at琵琶湖【ブース出展】

✧パネル展示による機構事業の紹介、散策ブック等の刊行物の配布

（開催日：令和6年9月25日
場所：ピアザ淡海「ピアザホール」

3) 京都環境フェスティバル2025【ブース出展】

✧パネル展示による機構事業の紹介、散策ブック等の刊行物の配布

（開催日：令和7年2月1日
場所：京都府総合見本市会館（京都パルスプラザ）

4) 「いのちをつなぐ水と流域・地球市民対話プロジェクト」

（開催日：令和7年2月22日
場所：東京都国連大学ウ・タントホール

✧三和理事長が、当機構理事長及び滋賀県理事員として

パネルディスカッション「世界における流域圏の取組み」にパネラーとして参加

✧ポスターセッションへの参加【ブース出展】

5) 琵琶湖・淀川流域シンポジウム×ごみゼロ大作戦【ブース出展】

（開催日：令和7年3月12日
場所：京都市勧業館（みやこめっせ京都）

✧機構事業紹介パンフレット等の配布

（４）学術委員会の開催

令和７年度の『水質保全研究助成』の募集分野について議論いただくとともに、琵琶湖・淀川水系の水質保全のために実施している調査研究事業の内容を報告し、学術委員から幅広く指導や助言を得た。

- ・日 時：令和６年１２月２５日 午後１時３０分～３時４５分
- ・場 所：京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）
- ・審議報告事項：
 - 令和７年度水質保全研究助成について
 - 水質保全調査研究について（報告）
 - 流域における水質保全に関する検討会（報告）
 - こども水質保全活動助成の取り組みについて（報告）

（５）琵琶湖・淀川水質浄化研究所報告の公表

令和６年度の調査研究成果や活動実績についてとりまとめ、BYQ水環境レポートに掲載した。

２．水質保全広報・啓発事業

（１）BYQ水環境レポートによる水環境情報の広報

琵琶湖・淀川流域における水利用や水質の状況、変遷等の情報を一元的に取りまとめた年次報告書「BYQ 水環境レポート」を、継続して発行・公表している。

令和６年度は、令和５年度版を作成し、関係機関に印刷冊子を配布するとともに、幅広く一般広報する目的から、流域内の公立図書館等への寄贈を含む３００か所あまりに配布するとともに、機構のWebサイトにも「琵琶湖・淀川流域の水環境の現状」として、資料編とあわせ掲載した。

（２）BYスタンプラリーによる水環境保全の啓発

市民団体が主催する水質保全活動への参加や水関連施設の見学を通して、流域住民が水環境への関心を高めていくことを目的に実施している。市民団体が主催するイベントや水環境関連施設の紹介マップを掲載した「かわら版」を年２回発行し、Web上で公開するとともに、市民団体や水環境関連施設等に配布した。

また、水環境関連施設のイベント情報についても機構Webサイトで紹介した。

- ・令和６年度（令和７年３月時点）の協賛グループ数は、協賛施設が２１施設、NPO・市民団体等の協賛団体が、令和５年度に比べ５団体減少し４１団体となっている。
- ・令和６年度のBYスタンプラリー参加者は、猪名川流域で活動する市民団体への参加者が増加した効果により全体で５６名となり、令和５年度に比べ増加した。

令和５年度から休止中のWAQU２調査隊については、休止を継続した。

（３）水情報冊子「散策ブック」による琵琶湖・淀川流域の広報・啓発

琵琶湖・淀川流域内の河川に関する幅広い情報を紹介・広報し、流域住民の水環境への関心を高めていくことを目的に冊子を配布した。また、全２５巻すべて、機構Webサイトから閲覧、ダウンロードが可能としている。

イベント出展の増加が功を奏し配布機会が増えたことや、川歩きなどを楽しむ個人からの注文も堅調で、Web版のみならず冊子媒体の需要は根強い。

・令和6年度配布実績：件数12件 冊数1007冊

3. 水質保全活動支援事業

地球温暖化や微量有害物質の問題等、琵琶湖・淀川流域が抱える水質保全の課題解決に資することを目的に水質保全研究助成を実施した。また、次世代の水質保全活動の担い手の育成を進めるため、琵琶湖・淀川流域の小・中・高・特別支援学校、NPO法人、市民団体等が行う水質保全活動に対して活動助成を行った。

(1) 水質保全研究助成

令和6年度は募集予告を1月10日に開始し、申請期間2月1日から2月29日の間にあった応募数8件のうち、5件を水質保全研究助成選考委員会にて採択した。また、助成した研究内容について成果報告会を開催し、幅広く情報共有を図った。

【令和6年度募集分野】

① 湖沼・ダム湖等閉鎖性水域の新たな水質課題・視点に関する調査研究

閉鎖性水域（湖沼やダム湖等）の水質課題の解決策に資する研究を対象
例えば、プランクトン・底生植物等の異常繁殖の発生や異臭味問題など、近年の富栄養化に関する新たな水域現象・課題・制御技術・研究の切り口・研究方策、水域生態系での物質循環、エネルギー・物質・資源循環の健全化への対応策、適正な栄養レベルの提案などや行政施策等に資する調査研究を対象

② 気候変動に伴う水質変化など流域水環境管理のための調査研究

気候変動が及ぼす水温・水質（プランクトンを含む）影響に関係する水質汚濁・汚染負荷などに関する予測解析・評価、削減・制御技術や行政施策等に資する調査研究を対象

③ 安全で安心な水のための健康リスクに関する調査研究

水系病原性微生物、微量有害化学物質等の水環境中での挙動把握、人や水生生物への影響評価、削減・制御技術や行政施策等に資する研究を対象

【令和6年度採択助成研究】

- ・琵琶湖で新たにブルームを形成するようになった微細藻類の分類学的・水処理生物学的研究
- ・近年の温暖化が琵琶湖北部の溶存メタン動態に与える影響の解明研究
- ・琵琶湖・瀬田川流域における抗菌薬による水環境汚染の実態解明
- ・水道原水中に含まれる溶存有機物間の相互作用と窒素系消毒副生成物の生成特性
- ・淀川流域下流オゾン処理場における定期調査とリアルタイム水質を用いた省エネルギーな制御法の開発

【令和6年度成果報告会】

令和6年度成果報告会は、当機構研究員による「機構水質浄化研究所の取り

組みについて～ ～三川合流付近における近年の平水時の現状～」報告をおこなうとともに、令和6年度に採択した5件の助成研究について、助成を受けた研究者がそれぞれの成果報告を、行政・事業体関係者、教育・研究者、企業関係者、市民などに対して行った。

また、会場の様子はライブ配信し、東京都や福岡県など琵琶湖・淀川流域以外からのオンライン視聴もあった。

- ・日 時：令和7年3月14日 午後1時30分～4時45分
- ・場 所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
- ・参加者：会場には19名の来場、オンライン視聴の申込みは53件

なお、これらの助成対象研究の成果報告書を当機構Webサイトにおいて公開している。

（2）琵琶湖・淀川こども水質保全活動助成

申請期間を4月15日から6月10日までとして募集を行い、こども水質保全活動助成選考委員会において助成対象として採択された7件について助成をおこなった。

なお、当初5月31日までとしていた申請期間を学校カリキュラムへの取り込みなど、更なる応募を期待して10日間延長し、申請者数の増加を図った。

また、令和5年度に助成した活動についての成果報告会を、前年度に続き夏休み期間中に開催した。代表者や実際に活動した生徒によるプレゼンテーションなど、助成成果についての知見共有と熱気ある交流を図ることができた。

その報告会での報告を含む活動レポートは、当機構 Web サイトにおいて公開している。

さらに、令和6年度までに「こども助成」を活用した団体は延べ92団体にのぼり、その一覧を、年度別、所在地ごとに検索できるよう、Google マップにプロットしたページを当機構 Web サイトにて、こどもたちの水質保全に係る取り組みの参考となるよう公開している。

【こども水質保全活動助成の視点・内容】

- ① 琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動が含まれること
- ② 上流・下流のつながりなど広域的な視点があること
- ③ 今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫があること

【令和6年度採択助成活動】

- ・子どもたちによる「鴨川の水質と水生生物調査」
- ・天の川を遊ぼう！
- ・福住の清流 布目川に学ぶ
絶滅寸前種「ヤマトサンショウウオ」の調査と保護
- ・ひらラボ河川ユースプロジェクト
- ・近畿「子どもの水辺」交流会in滋賀2024
- ・アクセサリーで学ぶ水質汚染ーこんなにも多い海・川のゴミー
- ・カモシネマ19

【令和5年度成果報告会】

- ・日時：令和6年8月28日 午後2時～4時30分
- ・場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
- ・参加団体：発表団体6団体、行政関係者

事業報告の附属明細書

令和6年度事業報告について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書を作成しない。

令和7年5月

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	36,784,516	27,513,359	9,271,157
未収金	399,716,538	15,464,447	384,252,091
前払費用	629,916	582,326	47,590
流動資産合計	437,130,970	43,560,132	393,570,838
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産普通預金	60,000,000	0	60,000,000
基本財産定期預金	8,743,680	8,743,680	0
基本財産有価証券	2,328,065,960	2,641,843,280	△ 313,777,320
基本財産合計	2,396,809,640	2,650,586,960	△ 253,777,320
(2) 特定資産			
事業積立資産	71,362,000	70,000,000	1,362,000
特定資産合計	71,362,000	70,000,000	1,362,000
(3) その他固定資産			
建物附属設備	5,046,075	5,456,669	△ 410,594
什器備品	811,601	1,430,691	△ 619,090
電話加入権	24,000	24,000	0
ソフトウェア	195,095	306,851	△ 111,756
敷金	2,872,800	2,872,800	0
その他固定資産合計	8,949,571	10,091,011	△ 1,141,440
固定資産合計	2,477,121,211	2,730,677,971	△ 253,556,760
資産合計	2,914,252,181	2,774,238,103	140,014,078
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	436,744,235	1,217,390	435,526,845
預り金	311,605	286,059	25,546
流動負債合計	437,055,840	1,503,449	435,552,391
2. 固定負債			
退職給付引当金	499,320	315,000	184,320
固定負債合計	499,320	315,000	184,320
負債合計	437,555,160	1,818,449	435,736,711
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	2,345,395,040	2,650,939,960	△ 305,544,920
(うち基本財産への充当額)	(2,279,923,040)	(2,650,586,960)	(△ 370,663,920)
(うち特定資産への充当額)	(61,362,000)	(0)	(61,362,000)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	131,301,981	121,479,694	9,822,287
(うち基本財産への充当額)	(60,000,000)	(0)	(60,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(10,000,000)	(70,000,000)	(△ 60,000,000)
正味財産合計	2,476,697,021	2,772,419,654	△ 295,722,633
負債及び正味財産合計	2,914,252,181	2,774,238,103	140,014,078

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目		当年度	前年度	増 減
I	一般正味財産増減の部	1		
1.	経常増減の部			
(1)	経常収益			
①	基本財産運用益			
	基本財産受取利息振替額	54545889490	44667445	1222045
②	特定資産運用益			
	特定資産受取利息	95635	1478	94157
③	受取会費			
	賛助会員受取会費	200000	200000	0
④	受取寄付金	10		
	受取寄付金	3476483	6038450	△2561967
⑤	雑収益			
	受取利息等	120300	14888	105412
	経常収益計	49781908	50922261	△1140353
(2)	経常費用	15		
①	事業費			
	役員報酬	31570990	30373523	1197467
	給料手当	3141876	3144686	△2810
	法定福利費	10817330	10540122	277208
	福利厚生費	2786414	2739014	47400
	退職給付引当金繰入	19614	19553	61
	会議費	184320	162960	21360
	旅費交通費	40936	14140	26796
	通信運搬費	239235	160315	78920
	消耗品費	448743	493518	△44775
	印刷製本費	276302	412085	△135783
	光熱水料費	377822	275792	102030
	賃借料	339724	308056	31668
	保険料	3645072	3805648	△160576
	諸謝金		0	0
	租税公課	301084603	891882	192721
	支払負担金	400	400	0
	支払助成金	860000	162000	698000
	委託費	3757000	2889322	867678
	新聞図書費	2811634	3362755	△551121
	支払手数料	3549360	58053	△8693
	減価償却費	15225	194435	△179210
	②管理費	675380	738787	△63407
	役員報酬	9750631	11069320	△1318689
	給料手当	2094584	2096458	△1874
	法定福利費	2556472	2667660	△111188
	福利厚生費	1185763	1192259	△6496
	会議費	8674	8633	41
	旅費交通費	30426	32406	△1980
	通信運搬費	22275	24780	△2505
	消耗品費	129309	153645	△24336
	光熱水料費	141566	345946	△204380
	賃借料	145597	132025	13572
	保険料	1497544	1589999	△92455
	諸謝金	50824142	1005231	△181089
	租税公課	2900	41650	△38750
	支払負担金	33000	22500	10500
	委託費	413102	1003662	△590560
	新聞図書費	23077	14868	8209
	支払手数料	55119750	204127	△84377
	減価償却費	466060	477081	△11021
	経常費用計	41321621	41442843	△121222
	当期経常増減額	8460287	9479418	△1019131
2.	経常外増減の部			
(1)	経常外収益	60		
①	雑収益			
	経常外収益計	0	8958000	△8958000
(2)	経常外費用			
①	固定資産除売却損			
	固定資産除却損	650	97981	△97981
	経常外費用計	0	97981	△97981
	当期経常外増減額	0	8860019	△8860019
(3)	基本財産からの振替額			
(4)	基本財産への振替額			
	当期一般正味財産増減額	709822287	18339437	111482850
	一般正味財産期首残高	121479694	103140257	18339437
	一般正味財産期末残高	131301981	121479694	9822287
II	指定正味財産増減の部			
①	基本財産運用益			
	基本財産評価損益	75△305737476	△192699566	△113037910
	基本財産受取利息	46463575	44743230	1720345
②	特定資産運用益			
	特定資産評価損益	1027189		1027189
	特定資産受取利息	48917		48917
③	一般正味財産からの振替額	806000000	0	60000000
④	一般正味財産への振替額	△107347125	△44667445	△62679680
	当期指定正味財産増減額	△305544920	△192623781	△112921139
	指定正味財産期首残高	2650939960	2843563741	△192623781
	指定正味財産期末残高	2345395040	2650939960	△305544920
III	正味財産期末残高	852476697021	2772419654	△295722633

正味財産増減計算書内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目		公益会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部	1			
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益				
基本財産受取利息振替額	5	32,123,317	13,766,173	45,889,490
②特定資産運用益				
特定資産受取利息		95,635		95,635
③受取会費				
賛助会員受取会費		200,000		200,000
④受取寄付金	10			
受取寄付金		3,476,483		3,476,483
⑤雑収益				
受取利息		119,539	761	120,300
経常収益計		36,014,974	13,766,934	49,781,908
(2) 経常費用	15			
①事業費		31,570,990		31,570,990
役員報酬		3,141,876		3,141,876
給料手当		10,817,330		10,817,330
法定福利費		2,786,414		2,786,414
福利厚生費	20	19,614		19,614
退職給付引当金繰入		184,320		184,320
会議費		40,936		40,936
旅費交通費		239,235		239,235
通信運搬費		448,743		448,743
消耗品費	25	276,302		276,302
印刷製本費		377,822		377,822
光熱水料費		339,724		339,724
賃借料		3,645,072		3,645,072
諸謝金		1,084,603		1,084,603
租税公課	30	400		400
支払負担金		860,000		860,000
支払助成金		3,757,000		3,757,000
委託費		2,811,634		2,811,634
新聞図書費		49,360		49,360
支払手数料	35	15,225		15,225
減価償却費		675,380		675,380
②管理費			9,750,631	9,750,631
役員報酬			2,094,584	2,094,584
給料手当			2,556,472	2,556,472
法定福利費	40		1,185,763	1,185,763
福利厚生費			8,674	8,674
会議費			30,426	30,426
旅費交通費			22,275	22,275
通信運搬費			129,309	129,309
消耗品費	45		141,566	141,566
光熱水料費			145,597	145,597
賃借料		1,497,544		1,497,544
保険料		56,390		56,390
諸謝金		824,142		824,142
租税公課	50	2,900		2,900
支払負担金		33,000		33,000
委託費		413,102		413,102
新聞図書費		23,077		23,077
支払手数料		119,750		119,750
減価償却費	55	466,060		466,060
経常費用計		31,570,990	9,750,631	41,321,621
評価損益等調整前当期経常増減額		4,443,984	4,016,303	8,460,287
評価損益等計		0	0	0
当期経常増減額		4,443,984	4,016,303	8,460,287
2. 経常外増減の部	60			
(1) 経常外収益				
①雑収益				0
経常外収益計		0	0	0
(2) 経常外費用				
①固定資産除売却損	65			
固定資産除却損				0
経常外費用計		0	0	0
当期経常外増減額		0	0	0
(3) 基本財産からの振替額		61,362,000	0	61,362,000
(4) 基本財産への振替額	70	△ 42,000,000	△ 18,000,000	△ 60,000,000
当期一般正味財産増減額		23,805,984	△ 13,983,697	9,822,287
一般正味財産期首残高		△ 74,679,921	196,159,615	121,479,694
一般正味財産期末残高		△ 50,873,937	182,175,918	131,301,981
II 指定正味財産増減の部	75			
①基本財産運用益				
基本財産評価益		△ 214,016,234	△ 91,721,242	△ 305,737,476
基本財産受取利息		32,525,176	13,938,399	46,463,575
②特定資産運用益				
特定資産評価損益		1,027,189		1,027,189
特定資産受取利息	80	48,917		48,917
③一般正味財産からの振替額		42,000,000	18,000,000	60,000,000
④一般正味財産への振替額		△ 93,580,952	△ 13,766,173	△ 107,347,125
当期指定正味財産増減額		△ 231,995,904	△ 73,549,016	△ 305,544,920
指定正味財産期首残高		△ 248,726,010	2,899,665,970	2,650,939,960
指定正味財産期末残高	85	△ 480,721,914	2,826,116,954	2,345,395,040
III 正味財産期末残高		△ 531,595,851	3,008,292,872	2,476,697,021

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針

(1) 公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定委員会）を採用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

決算日の市場価格に基づく時価法を採用している。

なお、取得原価と額面金額との差額が金利の調整と認められる債券については、償却原価法（定額法）によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物付属設備は定額法、什器備品は定率法によっている。

② 無形固定資産

定額法によっている。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づき定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	0	60,000,000	0	60,000,000
定期預金	8,743,680	0	0	8,743,680
有価証券	2,641,843,280	436,569,685	750,347,005	2,328,065,960
小 計	2,650,586,960	496,569,685	750,347,005	2,396,809,640
特定資産				
事業積立資産	70,000,000	61,408,718	60,046,718	71,362,000
小 計	70,000,000	61,408,718	60,046,718	71,362,000
合 計	2,720,586,960	557,978,403	810,393,723	2,468,171,640

（注1）基本財産のうち普通預金の当期増加額は、特定資産の「群馬県第3回公募公債」（額面60,000,000円）と入れ替えたものである。

（注2）基本財産のうち有価証券の当期増減額は、下記によるものである。

- ・ 増加額は、「第85回利付国債(30年)」、「第15回利付国債(40年)」及び「第16回利付国債(40年)」の購入簿価額(合計435,995,600円)と償却原価法により増加した有価証券の評価益(574,085円)である。
- ・ 減少額は、「第260回日本高速道路保有・債務返済機構債権」及び「政府保証第356回日本高速道路保有・債務返済機構債権」を売却した簿価(598,657,080円)、事業積立資産へ入替えた「群馬県第3回公募公債」の簿価(60,381,529円)、有価証券の当期末時価評価損(451,416,752円)と前期末評価損(360,108,356円)の洗替の差額(91,308,396円)の合計額である。

（注3）特定資産の当期増減額は、以下によるものである。

- ・ 増加額は、基本財産から受け入れた有価証券「群馬県第3回公募公債」の簿価(60,381,529円)と当期末時価評価額との洗替による評価益(1,027,189円)の合計額である。
- ・ 減少額は、基本財産へ受け渡した現金(60,000,000円)と償却原価法により減少した有価証券の評価損(46,718円)である。

（次ページに続く）

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財産からの充当額		
		うち指定正味財産からの充当額	うち一般正味財産からの充当額	うち負債に対応する額
基本財産				
普通預金	60,000,000	—	3,113,400	56,886,600
定期預金	8,743,680	8,743,680	—	—
有価証券	2,328,065,960	2,271,179,360	56,886,600	—
小 計	2,396,809,640	2,279,923,040	60,000,000	(56,886,600)
特定資産				
事業積立資産	71,362,000	61,362,000	10,000,000	—
小 計	71,362,000	61,362,000	10,000,000	0
合 計	2,468,171,640	2,341,285,040	70,000,000	(56,886,600)

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	7,634,857	2,588,782	5,046,075
什器備品	11,124,538	10,312,937	811,601
ソフトウェア	22,284,320	22,089,225	195,095
合 計	41,043,715	34,990,944	6,052,771

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金額
経常収益への振替額	
基本財産運用益への振替額	45,889,490
特定資産運用益への振替額	95,635
合 計	45,985,125

7. その他

期中に基本財産の一部と特定資産の一部の入替を行ったため、貸借対照表においては正味財産の部の「指定正味財産」及び「一般正味財産」において基本財産及び特定資産への振替額を、また正味財産増減計算書においては一般正味財産増減の部の「2. 経常外増減の部」において基本財産との振替額を、指定正味財産増減の部において「一般正味財産からの振替額」の項目を追加している。

財産目録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等		金 額	
(流動資産)							
	小口現金	手元保管		運転資金として		18,385	
	預金	普通預金		運転資金として			
		りそな銀行北浜支店				35,686,071	
		三井住友銀行大阪公務部				1,080,060	
	小計						36,766,131
	未収金	有価証券等未収利息		有価証券等未収利息		13,876,539	
大和証券、野村証券		債権売却による未収金及び経過利息		385,739,999			
カモシネマ19実行委員会		令和6年度こども助成精算における返戻金		100,000			
小計						399,716,538	
前払費用				4月事務所使用料等		629,916	
流動資産合計						437,130,970	
(固定資産) 基本財産	普通預金	りそな銀行北浜支店		共用財産であり、そのうち公益目的保有財産として70%、管理運営のための財産として30%を使用している。		60,000,000	
		三井住友銀行大阪公務部		公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。		3,122,940	
		りそな銀行北浜支店		共用財産であり、そのうち公益目的保有財産として70%、管理運営のための財産として30%を使用している。		5,620,740	
		小計					
	基本財産有価証券 有価証券	堺市平成27年度第1回公募公債		共用財産であり、そのうち公益目的保有財産として70%、管理運営のための財産として30%を使用している。		172,740,000	
		福岡市平成23年度第4回公募公債				176,120,000	
		大阪府第7回公募公債				175,385,260	
		第130回利付国債（20年）				4,158,800	
		第260回日本高速道路保有・債務返済機構債券				443,450,000	
		利付国債第76回（30年）				79,180,000	
		シティGRグローバルマーケットHD				407,650,000	
		モルガンスタンレーファイナンス				426,150,000	
第85回利付国債（30年）		57,756,000					
第15回利付国債（40年）		248,975,100					
第16回利付国債（40年）		136,500,800					
小計						2,328,065,960	
基本財産計						2,396,809,640	
特定資産	事業積立資産						
	普通預金 有価証券	りそな銀行北浜支店 群馬県第3回公募公債		公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財産として使用している。		10,000,000 61,362,000	
小計						71,362,000	
その他 固定資産	建物附属設備	間仕切り、ＯＦフロア工事等		共用財産であり、そのうち公益目的保有財産として70%、管理運営のための財産として30%を使用している。		5,046,075	
	什器備品	サーバーシステム一式、電話設備				492,001	
	電話加入権	06-6920-3035、06-6920-3036				24,000	
	ソフトウェア	システムサーバソフト一式				68,786	
	敷金	事務所賃貸保証金				2,872,800	
	什器備品	パソコン等		公益目的保有財産として使用している。		146,221	
	什器備品	パソコン		管理運営のための財産として使用している。		173,379	
	ソフトウェア	ＰＣＡ会計バージョンアップ		管理運営のための財産として使用している。		126,309	
その他の固定資産計						8,949,571	
固定資産合計						2,477,121,211	
資産合計						2,914,252,181	
(流動負債)	未払金			3月社会保険料		183,638	
				日常経費等		564,997	
		SMBC日興証券、大和証券、野村証券		基本財産有価証券組替未払金		435,995,600	
	小計						436,744,235
	預り金			社会保険料		179,174	
		源泉所得税		132,431			
小計						311,605	
流動負債合計						437,055,840	
(固定負債)	退職給付引当金			職員退職給付		499,320	
固定負債合計						499,320	
負債合計						437,555,160	
正味財産						2,476,697,021	

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
普通預金			りそな銀行北浜支店 60,000,000円	公 1（法人会計と共有）
			りそな銀行北浜支店 10,000,000円	公 1
定期預金			三井住友銀行大阪公務部 3,122,940円	公 1
			りそな銀行北浜支店 5,620,740円	公 1（法人会計と共有）
投資有価証券			堺市平成27年度第1回公募公債 172,740,000円	公 1（法人会計と共有）
			福岡市平成23年度第4回公募公債 176,120,000円	公 1（法人会計と共有）
			大阪府第7回公募公債 175,385,260円	公 1（法人会計と共有）
			第130回利付国債（20年） 4,158,800円	公 1（法人会計と共有）
			第260回日本高速道路保有・債務返済機構債券 443,450,000円	公 1（法人会計と共有）
			利付国債第76回（30年） 79,180,000円	公 1（法人会計と共有）
			シティGRグローバルマーケットHD 407,650,000円	公 1（法人会計と共有）
			モルガンスタンレーファイナンス 426,150,000円	公 1（法人会計と共有）
			第85回利付国債（30年） 57,756,000円	公 1（法人会計と共有）
			第15回利付国債（40年） 248,975,100円	公 1（法人会計と共有）
			第16回利付国債（40年） 136,500,800円	公 1（法人会計と共有）
			群馬県第3回公募公債 61,362,000	公 1
建物付属設備			5,046,075円	公 1（法人会計と共有）
什器備品			サーバーシステム一式及び電話設備一式 492,001円	公 1（法人会計と共有）
電話加入権			06-6920-3035、06-6920-3036 24,000円	公 1（法人会計と共有）
敷金			事務所賃貸保証金 2,872,800円	公 1（法人会計と共有）
ソフトウェア			サーバーシステム 68,786円	公 1（法人会計と共有）
什器備品			パソコン等 146,221円	公 1
合計			2,476,821,523円	

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細
財務諸表に対する注記「3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のため省略する。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	315,000	184,320	0	0	499,320

令和6年度事業 監査報告書

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長 目 片 佳 子 様

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和 7 年 5 月 1 3 日

監 事 _____

監 事 _____

第 2 号議案

常務理事（事務局長）にかかる公募実施の承認の件

1. 趣旨

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の常務理事（事務局長を兼務）を任命するに当たり、その候補者について、手続きの公正及び透明性を確保するため、公募選考を実施する。

2. 任命時期及び任期

任命時期：令和 8 年 4 月 1 日（予定）

予定任期：令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間（ただし、勤務条件も含め理事会及び評議員会の承認を得て 1 年間の延長を可能とする。）

3. 勤務日及び勤務時間等

週 4 日勤務（月、火、木、金曜日を原則）とし、職員と同じ勤務時間、休憩時間とする

4. 報酬等

「公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」に基づき支給

報酬年額約 540 万円及び通勤手当（実費）を支給する。退職金は支給しない。

5. 応募受付期間

令和 7 年 10 月～令和 7 年 12 月
（応募の周知については令和 7 年 8 月頃開始）

6. 選考方法

- (1) 一次選考：書類審査（履歴書、小論文、自己アピール文）
- (2) 二次選考：面接審査（令和 8 年 1 月）
- (3) 選任手続：選考委員会において候補者 1 名を推薦し、評議員会、理事会の決議を得て常務理事に選任する。

7. 周知方法

- ・ B Y Q ホームページへの掲出 他

〔資料 3〕

第 3 号議案

令和 7 年度第 2 回評議員会の招集に関する件

定款第 17 条第 1 項及び理事会運営規程第 13 条第 3 号の規定に基づき、令和 7 年度第 2 回評議員会を下記のとおり招集する。

記

1 日時及び場所

日 時：令和 7 年 6 月 25 日（水） 午後 3 時 00 分から

場 所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
4 階 大会議室 1
（〒540-0008 大阪府中央区大手前 1 丁目 3 番 49 号）

2 議事に付すべき事項

第 1 号議案： 評議員の選任に関する件

第 2 号議案： 理事の選任に関する件

第 3 号議案： 監事の選任に関する件

第 4 号議案： 令和 6 年度事業報告及び決算書類の承認の件

〔資料 4〕

理事長・常務理事の職務の執行の状況について

(令和 7 年 2 月 14 日～令和 7 年 6 月 8 日)

1 令和 6 年度第 4 回理事会の開催について

- (1) 日時：令和 7 年 2 月 14 日 午後 3 時 00 分～午後 4 時 20 分
- (2) 場所：機構事務所 (Web 会議システム「Zoom」を使用)
- (3) 議案：令和 6 年度収支予算書 (補正) の承認
令和 7 年度事業計画書の承認
令和 7 年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
重要財産 (基本財産) の処分の承認
特定資産の取崩しの承認
令和 6 年度第 3 回評議員会の招集

2 「いのちをつなぐ水と流域・地球市民対話プロジェクト」への参画について

- (1) 日時：令和 7 年 2 月 22 日 午後 1 時～午後 6 時 20 分
- (2) 場所：国連大学「ウタントホール」
- (3) 内容：理事長 トークセッションパネラー、ポスターセッション

3 令和 6 年度第 3 回評議員会の開催について

- (1) 日時：令和 7 年 2 月 25 日 午後 2 時 55 分～午後 4 時
- (2) 場所：機構事務所 (Web 会議システム「Zoom」を使用)
- (3) 議案：基本財産の処分の承認
令和 6 年度収支予算書 (補正) の承認
令和 7 年度事業計画書の承認
令和 7 年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

4 琵琶湖・淀川流域シンポジウム×ごみゼロ大作戦への参画について

- (1) 日時：令和 7 年 3 月 12 日 午前 11 時～午後 5 時
- (2) 場所：京都市勧業館みやこメッセ
- (3) 内容：ポスター展示、機構事業紹介パンフレット等の配布

5 令和 6 年度水質保全研究助成成果報告会の開催について (オンライン視聴と併用)

- (1) 日時：令和 7 年 3 月 14 日 午後 1 時 30 分～午後 4 時 45 分
- (2) 場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター)
- (3) 参加人数：会場 19 名、オンライン視聴 53 件

(4) 内容：機構研究員講演（1号自主事業）

『機構水質浄化研究所の取り組みについて

～三川合流付近における近年の平水時の現状～』

研究助成成果報告

令和6年度助成5団体の研究担当者による研究成果の発表

6 令和7年度水質保全研究助成選考委員会の開催について

(1) 日時：令和7年3月14日 午後5時～午後6時

(2) 場所：機構事務所会議室

(3) 選考結果：5団体の研究を助成対象として選考

7 令和7年度第1回理事会（決議の省略）について

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、令和7年4月21日に理事会の決議があったものとみなされた。

(1) 令和7年度第1回評議員会（決議の省略）の実施

(2) 顧問選任の同意

8 令和7年度第1回評議員会（決議の省略）について

評議員会運営規程第9条の規定に基づく決議の省略により、令和7年5月7日に評議員会の決議があったものとみなされた。

(1) 永田章彦 氏を評議員に選任

(2) 水谷 亨 氏を理事に選任

(3) 目片佳子 氏を理事に選任

(4) 裏 祥嗣 氏を理事に選任

(5) 高木康人 氏を理事に選任

(6) 岡本光平 氏を監事に選任

9 令和7年度第2回理事会について

(1) 日時：令和7年5月8日 午前10時00分～午前10時15分

(2) 場所：機構事務所（Web会議システム「Zoom」を使用）

(3) 議案：理事長の選定 目片佳子 理事を理事長に選定

10 令和7年度第1回評議員会幹事会・理事会幹事会合同会議の開催について（予定）

(1) 日時：令和7年5月29日 午前10時30～午後0時（予定）

(2) 場所：機構事務所（Web会議システム「Zoom」を使用）

(3) 議題：令和7年度第3回理事会、第2回評議員会及び第4回理事会（決議の省略）の案件について

〔資料5〕

次期（R8～10）あり方検討について

次期(R8～10)あり方検討（事業計画・運営計画）事務局検討状況

1. 次期見直しの背景

当機構は、平成5年に琵琶湖・淀川水系の水質保全に関する課題を住民や行政と一体となって解決していく唯一の機関として設立され、水質保全に関する調査研究事業、流域水質保全を目的とした広報啓発事業や活動支援事業等に取り組んできたところである。活動環境の変化等に伴う業務の見直しや府県や民間企業からの派遣職員の引き上げなどを踏まえた収支に見合うスリムな体制で、平成25年4月に公益財団法人への移行を行った。その後、社会からの期待にふさわしい水質保全への取り組みを通じ、広く公益実現に貢献する使命を与えられているとの認識に立ち、移行を契機として、収入に見合った事業体系、必要最小限のスリムな組織体制で臨むこととした。運営面では設立から30年以上が経過し機構のあり方が議論される中、流域水質保全に関する課題やニーズの変化、さらに機構の財務運営に影響する債券市場の金利低下傾向などの運営環境の変化への対応を求められるものの、中長期の運営計画を策定しづらいことから、当面3か年程度で事業・運営計画を立てて、各々の事業については年度毎の事業計画で精査、見直しを図ることとしてきた。

第4期（令和2～4年度）の末に理事会・評議員会の承認を得て資金管理・運用規程の変更を行い、円貨建て仕組債（10億円）への組み換えを行った結果、当面の年間運用収入が約1,188万円的大幅増加となった。

第5期（令和5～7年度）の運営においては、機構事務所の入居ビル解体に伴い、移転前の賃料程度と移転期限の条件のなかで移転物件を比較検討し、賃貸面積を従前より小さくするなどにより、移転補償費により機構の持ち出しもほとんどなく、令和6年1月に現在の事務所に移転した。

第5期事業計画・運営計画に基づき必要最小限の人員体制のなかで、収入増に伴い調査研究や水質保全研究助成などを充実させるなどにより、流域の水質保全活動への寄与を図ってきたが、次期計画に向け収入－支出の増加分については、令和7年度施行の改正公益法人法に基づき、機構事業等の見直しや公益充実資金の活用など検討していくことが求められる。

また、諸物価の上昇や人件費の定期昇給などに伴い年々費用は増加していくことや、円貨建て仕組債の運用においても早期償還条項付のため発行体の都合による元本返還の可能性が、令和9年度末以降、14年度末以降にあり、その際の組み換えリスクに対する以下のとおり対応を行った。令和6年度頃から一時の超低金利から政策金利の見直しに伴い金利上昇がみられる中、特定資産は令

和5年度時点で7千万円に減少しているが、当面の間特定資産を取り崩す可能性が低いことから、理事会・評議員会の決議を経て、特定資産7千万円のうち6千万円を基本財産債券と交換し、基本財産として新規で債券6000万円を購入し、基本財産債券6000万円（令和14年6月償還期限）は特定資産として保有し、合計で年間138万円の運用益を確保することができた。また、機構保有債券は20年債、30年債であったが、30年債を40～50年債に買い替えることに対してあらかじめ理事会、評議員会で報告したうえで、債券6億円（30年債の一部）の40年債への組替を行い、年間約258万円の運用益を増加させることができた。寄付金については機構の活動に理解をいただいた企業等から、令和5年度は600万円余り、令和6年度は370万円余りを受けることができた。

当機構ではこれまで超低金利の影響下による基本財運用収入のため、必要最小限の組織体制と、公益目的事業についても事業を縮小し必要最小限の規模で継続してきた。

近年の金利上昇傾向の中において、債券組替等により一定運用収入が改善したが、一方で金利上昇は所有債券の時価評価の下落という側面もあるため、さらなる運用収入の改善は容易ではなく、また今後の金利動向を見通すことも困難なため、現時点で見通せる収入の範囲で、今後の機構のあり方、公益事業を中心とする取り組みの方向性を見通していくことが必要である。

また、令和6年改正の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「改正公益法人法」という。）で新たに制度化された「公益充実資金」の制度など活用して、事業の安定化を確保しながら事業を継続していく。

2. 今期（令和5～7年度）の主な取り組み状況 ～公益事業を基本とする事業運営の推進～

(1) 調査研究事業

機構の水質保全研究テーマは、「水質に関する生活環境保全に関わる調査研究」、「安全で安心な水のための健康リスクに関わる調査研究」、「環境変化への対応」の大きく3項目である。その中で流域全体が取り組むべき課題や自治体を超えて解決することが効率的、有効な課題等を研究対象に、原因の究明や対策につながる調査、行政が適切な施策を講ずる上で有用となる調査研究を実施している。今期は自主事業や共同研究を中心に取り組み、特に令和5～7年度は、これまで研究所が取り組んできた木津川上流域のうち未調査流域における降雨時の汚濁負荷調査結果等を用いて、令和7年度は平水時および降雨時の河川水質が有する汚濁負荷特性の比較や年間の総負荷量の検討を行った。また、理事会、評議員会の意見も踏まえて、琵琶湖等の異臭味に対する調査研究を開始し、カビ臭原因藻類の遺伝子解析による種の特定や大学との共同研究による原因の究明を進めているが、これらはまだ初期的段階のため、今後も継続していく。

併せて、流域の水質・水環境情報や成果を当機構のWEB上に公開するとともに、調査研究成果等を関係府県、機関の施策に活用していただくため、評議員会、理事会、幹事会の他、研究助成成果報告会や学会の機会を利用し、研究成果の幅広い情報発信と知見の提供に努めている。

また、流域の研究機関と機構研究所が琵琶湖・淀川流域に共通する水質課題をテーマに議論する場として、「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」の場を設けて議論を開始した。

(2) 広報啓発事業

「BYQ水環境レポート」は、平成6年から流域の水質・水環境情報を収集し毎年度更新と編集・発行し、冊子の配布とWEB上での公開を行っている。

「BYスタンプラリー」は、NPOや市民団体等の流域の「水環境保全活動・団体編」と「水環境関連・施設編」の2つの仕組みで、市民の流域水環境への関心を高める取組を推進している。一つ目の仕組みでは、令和5年度から活動を紹介する等の目的のかわら版の発行を年2回に減らしたが、かわら版に注目してみると団体の利用度の回復が低迷しているように見られることから、一部の団体関係者に聞き取り等も行った。また、従来46団体であった参加団体は39まで減少している。現時点の対応策としては、令和7年度は、かわら版の発行回数を利便性向上のため年2回から3回とする等の対応策を実施した。

二つ目の仕組みでは、国と相談しながら現在21の流域の水環境関連施設の追加等を含めた見直しを実施していく。

「水情報冊子（琵琶湖・淀川の里の川をめぐる散策ブック～全25編）」を配布・WEB上し、流域河川の水質・水環境情報の収集と提供を行っている。

また、各種イベントに機会に応じて、出展し、機構冊子の配布やパネルなどにより機構の取り組みを知っていただくように努めた。

「WAQU2（わくわく）調査隊」は、令和5年度から休止しており、内閣府に対して一定期間のちに廃止または再開の届け出が求められるため、再開の可否を検討しているところである。

「機構ホームページ」は、令和7年度に、アクセシビリティやセキュリティの向上を目指して、機構ホームページの大幅なリニューアルを行う。

(3) 活動支援事業

「水質保全研究助成」は、地球温暖化や微量有害物質などの調査研究テーマのなかで、機構が行う調査研究を補完し琵琶湖・淀川流域の水質保全の課題解決に資することを目的に、大学や研究機関等の実施する研究に対して助成するとともに、成果報告会を通して助成研究成果の情報提供・普及を行っている。

「こども水質保全活動助成」は、流域の水質保全活動の担い手の育成に貢献する等の目的で、平成26年度から小学生や高校生までの子供たちが行う水質保全活動に助成を行い、例年8月頃に前年度に助成した活動の成果報告会を開催することにより、活動成果の共有や関係者間の交流を促進している。

3. 今後の事業及び運営のあり方

内閣府認定の公益目的事業である「淀川水系の河川・湖沼水の水質保全のための調査研究、啓発及び活動支援」の実施を基本とし、事業及び運営の継続に努めて行くものとするが、今後の機構の中・長期的な事業及び運営のあり方、さらに機構の方向性についての基本的な方針の検討は、機構の運営に深く関係する市場金利の動向等外的環境の変化を見極めながら、従来どおり3年毎に行う。

【事業のあり方】

今後3年間（令和8～10年度）の事業計画（案）を別紙1とし、個々の事業の詳細ならびに新たな事業についても年度毎の事業計画の中で検討する。

特に広報啓発事業では、長年行ってきたWAQU2事業を令和5年度から休止し、また、同様に「BYスタンプラリー」事業も過渡期にあることから、公益財団法人である機構として「琵琶湖・淀川流域の水質保全に資する」新たな事業等の創設などの必要性は高い。機構の取り組む事業は、調査研究、広報啓発、活動支援のいずれかに特化する考え方もあるかもしれないが、それぞれの分野で実施可能な事業に取り組んで行くのが望ましいと考えられる。その中で新たな事業等の候補として、以下のように調査研究事業では新たな研究テーマとして、「河川環境の変遷」の更新、広報啓発事業では定期的な「水質保全に関するシンポジウム開催」、活動支援事業では「（仮称）大人水質保全活動助成」が想定され、又はその他の新たな事業について、次期執行体制の中で、事業の比較検討や収支状況の見通し等を踏まえて、早い時期に実施できるよう段階を上げていくことが必要である。

(1) 調査研究事業

琵琶湖・淀川流域における研究機関として、引き続き関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質課題や共同連携による取り組みが、効率的な水質課題等を中心に調査研究を進めることとする。

生活環境保全に関する調査研究では、「流入負荷削減対策」、「有機物に関する水質問題」、「閉鎖性水域の富栄養化現象、底質改善対策」、「異臭味問題に対する対策等」、また、健康リスク問題に関する調査研究としては、「水系病原性微生物問題」、「微量有害化学物質問題」、さらに気候変動に伴う環境変化に関わる調査研究では、「気候変動による水質への影響等の検討」、「水質モニタリングをはじめとする水質の監視・管理のための連携や要因検討」を対象に、それぞれの課題に見合ったアプローチを検討しながら、解決に向けた調査検討を進めていく。特に複数の点源・面源負荷減を有する琵琶湖・淀川流域の上流から下流に流下する多様な物質等の動態やその負荷量の検討、流域内のいくつかの水源でみられる異臭味原因藻類の冬季を含む突発的な発生、琵琶湖を含む流域内における物質循環の停滞が引き起こす諸問題、豪雨等の出水時負荷流出に対するグリ

ーンインフラの汚濁負荷削減機能、残留性有機汚染物質（POPs）等に対する吸着能も指摘されているマイクロプラスチック類の流下に伴う有害物質拡散の恐れなど、検討すべき様々な課題が存在し、今後も新たな課題が発生することも想定される。これらの様々な課題を念頭に置きつつ、当機構の調査・研究に対する指導助言を得るため設置している学術委員会での議論も聴きながら、機構のなかで実施可能な方法を検討しながら、調査研究を進めて行く。

これらには、様々な大学や研究機関との共同研究や水質保全研究助成により対応するものも含むものとし、流域の関係各機関と幅広い情報・課題を共有し検討するための場「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」などにおいて、連携強化を促進しながら調査検討を進めて行く。

また、新たな研究テーマの一つとして、平成26年度に作成した冊子「河川環境変遷」は、琵琶湖・淀川流域の温暖化を踏まえて流域の気温、人口等、各水質項目の変遷等を幅広く比較し、20年前、10年前、現在及びその差分をとりまとめ流域の水質状況等の変遷を地図上に俯瞰して色分けなどによりわかりやすくとりまとめたものである。新たな研究テーマとして、策定時から10年以上が経過しているので、各年度に公益充実資金として積み立てなども行いながら、その後の状況変化について新たな知見も加え早い時期に具体的な調査・検討など、実施していくことが望ましい。

調査研究事業は、当機構の公益目的事業の中でも根本の活動であり、最重要の公益目的事業であり、今後とも注力し継続して取り組んで行く。

(2) 広報・啓発事業

①「B Y Q水環境レポート」

流域全体を俯瞰し、関係機関や流域住民に水環境関連情報を幅広く、一元的に提供し、流域の水質保全に寄与するツールであることから、今後も継続して取り組む。近年は、更新や公表されない情報等もあり、作成にあたっては掲載している情報の削除や新たな情報の掲載も含めて内容の工夫・検討を行いながら進めていく。また、自治体等情報の公開時期により、発行時期について検討していく。

②「B Y スタンプラリー」

幅広い世代の市民が、N P O・市民団体等と水環境に親しんでもらえるよう支援し、また、B Y Qと活動団体等とゆるやかな関係性を保てる事業で、2つの仕組みで運用している。

一つ目の仕組み「水環境保全活動団体編」は、平成16年頃からスタートし、N P O団体等の活動をかかわら版等で周知し、活動に参加された市民にスタンプを押していただき、一定数のスタンプをB Y Qに送っていただき景品を贈る。

二つ目の仕組み「水環境関連施設編」は、平成23年頃から運用している国と事業連携し、市民が水環境関連施設を見学されたときにスタンプを押していただき、その後は同様に実施している。

一つ目仕組みでは、コロナ時期前後から団体活動等の低下が見られ、広域で人を集めることの課題もあると聴いている。また、かわら版発行回数を3回とした後、令和8年度までの2年間程度、かわら版利用度やB Yスタンプラリー参加者の状況が、改善等が見られない場合は、この仕組みにより事業の休止等の検討も含めた抜本的な見直しを実施することが望ましい。

二つ目の仕組みでは、国と相談しながら現在21の流域の水環境関連施設の追加等を含めた見直しを実施していく。

③「水情報冊子（琵琶湖・淀川の里の川をめぐる散策ブック～全25編）」

平成21年度～27年度まで、水環境学会関西支部川部会、近畿建設協会と共同で制作し、ホームページ公開やイベント出展等の際に配布し好評を得ているが、令和6年度に川部会は解散され、今後の更新等は難しい状況となっているため、冊子の情報の意義を見極めながら扱い等の対応を検討していく。

④ 水質保全に関するシンポジウムの開催等

イベント出展、出前講座については、機会に応じて対応していく。

また、水質保全に関するシンポジウム開催は、平成27年11月に開催した「琵琶湖・淀川の水質の現状と課題」以降開催していないが、例えば「流域の温暖化と水質の変遷など」妥当なテーマを検討しながら、機構事業として令和10年度頃の実施が望ましく、その後3～4年に1回程度の開催を行うこと考えられる。

ただし、今後この水質保全シンポジウム事業の代わりに、新たな事業を行うことも考えられる。

⑤「WAQU2調査隊」

平成5年度から休止しているが、令和7年度又はそれ以降に事業の可・否が検討され、その結果に従う。ただし、再開する場合は事業方法、内容についても検討するものとする。

(3) 活動支援事業について

①「水質保全研究助成」

大学や研究機関と連携して効率的に研究成果を上げていくことができるとともに、成果報告会やホームページを通して琵琶湖・淀川流域の知見を当機構が集約し発信する役割を担っていることから、今後も内容の充実を図って事業を実施し、助成研究成果の発信・提供を行っていく。

また、応募状況や予算等の状況により助成総額等を検討する。機構の今後の財務状況の変化に備えて、安定的に助成事業を行うため費用の一部を公益充実資金として積み立てを行う。

②「こども水質保全活動助成」

学校や地域の市民団体等に対して行うもので、教育ツールとしても分かりやすく、「子どもたちが水質保全活動の担い手として活躍することを目指す」事業について、関係者各位から評価を得ていることから今後も事業を継続し、ホームページや報告会を通して活動成果を広く一般に提供していく。

なお、応募状況を踏まえ、助成金総額や採択要件見直し等を行っていく。

③「（仮称）大人水質保全活動助成」

大学生以上の大人が活動する場合を対象に、流域の河川や湖沼での「水質保全に資する活動」、例えば、簡易な水質調査活動、外来植物等の除去活動、ごみ拾い活動など、今後事業の可否や助成対象等の検討を具体的に進め、新たな活動助成事業として実施することが考えられる。ただし、「（仮称）大人水質保全活動助成」と異なる新たな事業を行うことも考えられる。

また、これら水質保全活動助成事業を行う中で、「流域の水質保全に資する観点」で機構とNPO等の活動団体や市民との新たな関係性の構築や機構の役割が見えてくることを期待する。

【組織体制】

令和7年度の組織体制は別紙3の組織図のとおりで、事務局4名、琵琶湖・淀川水質浄化研究所4名であるが、非常勤である研究所長と副所長及び兼務者を除けば、常勤職員は5名の必要最小限の体制となっている。（別紙3添付省略）

当機構の収益の現状を鑑みれば、体制の大幅な増強は難しい。しかし、今回の計画期間での実現は難しいかもしれないが、近い将来に研究所等の体制の強化を目標に、現在の常勤職員（研究員）1名に対して、2名体制の確保が望ましい。2名にすることで、研究所業務の執行と事務局業務の一部に対応するなどにより組織としての業務執行の能力の向上が図れる。

そのため、人件費の抑制や働き方の方向として常務理事勤務日数を週4日の体制のままとし、職員確保目的の公益充実資金の積み立て、また外部資金として助成金を獲得した場合など、調査研究事業等を行う職員（任期付き等）を別途採用することなどが望ましい。

なお、今回の事業計画では、現常勤職員5名＋非常勤2名を基本とした、現体制で執行可能な事業を実施していく。

◆常勤職員一覧表

（人）

年度			実績			計画（あり方）
			R5	R6	R7	R8～R10
常勤職員数			5	5	5	5＋1(※2)
内 訳	事 務 局	事務局長	1	1	1	1
		府県派遣	1	1	1	1
		契約社員	2(※1)	2(※1)	2(※1)	2(※1)
		琵琶湖・淀川水質浄化研究所	1	1	1	1＋1(※2)

（※1：うち1名当たり勤務時間を2時間短縮）

（※2：R8～10年度又は、その次の計画期間以降に＋1とする。）

【運営のあり方】

今後の事業計画・運営計画については、公益認定基準（「改正公益法人法」では使途不特定財産、中期的収支均衡、外部理事の配置）を充たしつつ、適正な経営に努める。向こう10年間の財務状況の試算について、**別紙2－1**に令和6年度決算を踏まえた今後10年間の財務状況の試算に示し、事業計画・運営計画は3年を目途に見直すものとする。また、**別紙2－2**人件費、物品費を除いた事業費の一覧を示す。（別紙2－1、2－2いずれも今後作成予定）

(1) 収入

基本財産運用益、寄付金、賛助会員会費を収入の基本とする。

また、現在の公益認定状況では、収益事業や受託事業が可能な団体ではないためその実施は困難であるが、調査研究における他機関の助成制度等の活用は考えられる。

① 基本財産運用収入の増加策

基本財産収入の増加や安定化は、B Y Qの事業活動等の可能性を広げることにもつながるものである。引き続き現保有債券の運用を着実にを行い、金利状況の変化を見ながら、債券のロールダウン効果による適時の買い替えや、保有債券のポートフォリオ（バランス）を勘案しながら、機会に応じて一部の債券についてはより長期（30～50年）で利率の良い債券との買い替えなどの対応を検当・実施していくことが考えられる。

また、令和9年度以降の円貨建て仕組債の早期償還の可能性に備えて、準備検討を行う。

◆保有基本財産債券の簡易分類（令和7年5月現在）

債券の年限	種類	額面（円）	利率（％）
20年債(3種類)	公共債	3億4400万円	1.800, 1.840, 1.890
30年債(4種類)	公共債・国債	10億6000万円	0.651, 1.400、 1.527, 2.300
30年債(2種類)	仕組債(早期償還条項付)	10億円	2.500, 2.600
40年債(2種類)	国債	6億円	1.000, 1.300

② 外部資金の獲得

調査研究事業に必要な資金の補助として、例えば河川基金（河川財団）の研究助成を始め、国内研究助成を実施している財団や基金等の研究助成を受けることが考えられる。これらの助成を受けるためには、明確な研究テーマと目的・手法等が十分検討されなければならない。

また、特定の取り組み（プロジェクト）を実施する場合は、クラウドファンディング（CF）の活用を検討する。

③ その他

継続的に寄付をいただいている企業や賛助会員への感謝を忘れず、機構の継続的な活動に対する理解をいただけるよう活動を継続していく。

(2) 支出

- ① 今後3年間(令和8～10年度)の経常費用は別紙2－1ならびに別紙2－2の金額を目安とするが、外部資金として助成金(研究助成)やCFによる寄付を獲得した場合は、調査研究費事業費等を増額することがある。

また、寄付金収入のあった場合は、その時点以降に活動支援事業や調査研究事業、広報啓発事業の公益目的事業費を増額することがある。

- ② 各年度の収入－支出の残額については公益事業に支出するほか、将来の水質保全研究助成事業、研究員雇用準備費用、河川環境変遷更新事業目的等の公益充実資金の活用も検討し、将来の支出の備えていくものとする。

(3) 基本財産等資産

- ① 資産の運用は、「資金管理・運用規定」に基づき適正に運用・管理する。
- ② 基本財産30億円は確保するものとする。
- ③ 特定資産7000万円については、当面取り崩しの必要性は低いため現金預金1000万円と群馬県債額面6000万円(利率1.687%満期令和14年6月)で運用を図っているが、収支の状況・見通しならびに金利状況等により運用を検討することも考えられる。
- ④ 令和5年度、令和6年度分も含めて基本財産等の運用により収入が増加し、公益認定基準(改正公益法人法第14条の公益目的事業の収入及び費用、第16条の使途不特定財産額の保有の制限)に抵触することが見込まれる場合等、将来の財政基盤の確保のため公益充実資金の積み立てを行う。

(4) 会計基準の適用

今回の改正公益法人法の施行に伴い、新たな会計基準が適用されることになったが、新基準の適用については、猶予期間を含めて令和10年度からの適用とされているため、令和9年度決算から適用することを準備・検討していく。

4. 今後のスケジュール

- ・今回の素案の説明後に、早期に事務局から評議員会幹事及び理事会幹事の皆様に、①素案に対する意見、②「BYQが取り組むべき琵琶湖・淀川水系の水質保全上の課題」、③「BYQが取り組む新たな広報・啓発、支援事業」についてアンケートを依頼し、それらの結果も次期あり方検討に反映していきたい。
- ・令和8年度事業計画＋収支予算と併せて、令和7年度末の理事会、評議員会に諮る。

事業項目等 注1)		工程イメージ 注2、注3)				
		R 8	R9	R10	R11	R12以降
調査研究	○琵琶湖・淀川流域における研究機関として、引き続き関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質課題や共同連携による取り組みが効率的な水質課題等を中心に調査研究を進めることとする。 ○生活環境保全に関する調査研究では、「流入負荷削減対策」、「有機物に関する水質問題」、「閉鎖性水域の富栄養化現象、底質改善対策」、「異臭味問題に対する対策等」、また、健康リスク問題に関する調査研究としては、「水系病原性微生物問題」、「微量有害化学物質問題」、さらに気候変動に伴う環境変化に関わる調査研究では、「気候変動による水質への影響等の検討」、「水質モニタリングをはじめとする水質の監視・管理のための連携や要因検討」を対象に、それぞれの課題に見合ったアプローチを検討しながら、解決に向けた調査検討を進めていく。特に複数の点源・面源負荷減を有する琵琶湖・淀川流域の上流から下流に流下する多様な物質等の動態の検討、流域内のいくつかの水源でみられる異臭味原因藻類の冬季を含む突発的な発生、琵琶湖を含む流域内における物質循環の停滞が引き起こす諸問題、豪雨を含む降雨による汚染物質の流出に対してグリーンインフラが有する負荷削減機能、残留性有機汚染物質（POPs）等に対する吸着能も指摘されているマイクロプラスチック類の流下に伴う有害物質拡散の恐れなど、検討すべき様々な課題が存在し、今後も新たな課題が発生することも想定される。これらの様々な課題を念頭に置きつつ、当機構の調査・研究に対する指導助言を得るため設置している学術委員会での議論も聴きながら、機構のなかで実施可能な方法を検討しながら、調査研究を進めて行く。 これらには、様々な大学や研究機関との共同研究や水質保全研究助成により対応するものも含むものとし、流域の関係各機関と幅広い情報・課題を共有し検討するための場「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」などにおいて、連携強化を促進しながら調査研究実施していく。 ○また、新たな研究テーマとして、平成26年度に作成した冊子「河川環境変遷」は、琵琶湖・淀川流域の温暖化を踏まえて流域の気温、人口等、各水質項目の変遷等を幅広く比較し、20 年前、10 年前、現在及びその差分をとりまとめ流域の水質状況等の変遷を地図上に俯瞰して色分けなどによりわかりやすくとりまとめたものである。策定時から10年以上が経過しており。その後の状況変化について新たな知見も加え、またコストも含めた検討を行い、早い時期に具体的な調査・検討など、実施していくことが望ましい。 ○調査研究事業は、当機構の公益目的事業の中でも根本の活動であり、最重要の公益目的事業であり、今後とも注力し継続して取り組んで行く。	【生活環境保全に係る調査研究】 ・流域の異臭味の対策等に関する調査研究 ・物質動態の情報整理				
	【健康リスク問題】 ・物質動態の情報整理					
	【環境変化に関わる調査研究】 ・「河川環境変遷」（平成26年度）の更新検討					
	琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会					
	学会等での成果発表					
	イベント出展					
広報啓発	①「BYQ 水環境レポート」は、流域全体を俯瞰し、関係機関や流域住民に水環境関連情報を幅広く、一元的に提供し、流域の水質保全に寄与するツールであることから、今後も継続して取り組む。近年は、更新や公表されない情報等もあり、作成にあたっては掲載している情報の削除や新たな情報の掲載も含めて内容の工夫・検討を行いながら進めていく。また、自治体情報の公開時期により、発行時期について検討していく。 ②□BY スタンプラリー」は、幅広い世代の市民が、NP0・市民団体等と水環境に親しんでもらえるよう支援し、また、BYQ と活動団体等とゆるやかな関係性を保てる事業で、2つの仕組みで運用している。一つ目の仕組み「水境保全活動団体編」は、平成16年頃からスタートし、NP0 団体等の活動をかかわら版等で周知し、活動に参加された市民にスタンプを押していただき、一定数のスタンプをBYQ に送っていただき景品を贈る。二つ目の仕組み「水環境関連施設編」は、平成23 年頃から運用している国と事業連携し、市民が水環境関連施設を見学されたときにスタンプを押していただき、その後は同様で実施している。一つ目仕組みでは、コロナ時期前後から団体活動等の低下が見られ、広域で人を集めることの課題もあると聴いている。また、かわら版発行回数を3回とした後令和8年度までの2年間程度、かわら版利用度やBYスタンプラリー参加者の状況が、改善等が見られない場合は、この仕組みにより事業の休止等の検討も含めた抜本的な見直しを実施することが望ましい。 二つ目の仕組みでは、国と相談しながら現在21の流域の水環境関連施設の追加等を含めた見直しを実施していく。 ③「水情報冊子」は平成21 年度～27 年度まで、水環境学会関西支部川部会、近畿建設協会と共同で制作し、ホームページ公開やイベント出展等の際に配布し好評を得ているが、R6年度に川部会は解散され、今後の更新等は難しい状況となっているため、冊子の情報の意義を見極めながら、扱い等の対応を検討していく。 ④函質保全に関するシンポジウムの開催等 イベント出展、出前講座については、機会に応じて対応していく。 また、水質保全に関するシンポジウム開催は、平成27年11月に開催した「琵琶湖・淀川の水質の現状と課題」以降開催していないが、例えば「流域の温暖化と水質の変遷など」適切なテーマを検討しながら、機構事業として令和10年度頃の実施が望ましく、その後3～4年に1回程度の開催を行うと考えられる。ただし、今後このシンポジウム事業の替わりに、新たな事業を行うことも考えられる。 ⑤WAQU2調査隊は平成5年度から休止しているが、7年度の事業の可・否が検討され、その結果に従う。ただし、再開する場合は事業方法、内容についても検討するものとする。	BYQ水環境レポート発行				
	BYスタンプラリーによる啓発					
	水情報冊子（散策ブック）配布					
	※水質保全関するするシンポジウム開催					
	※WAQU 2 調査隊（実施する場合）					
	活動支援	①「水質保全研究助成」は、大学や研究機関と連携して効率的に研究成果を上げていくことができるとともに、成果報告会やホームページを通して琵琶湖・淀川流域の知見を当機構が集約し発信する役割を担っていることから、今後も内容の充実を図って事業を実施し、助成研究成果の発信・提供を行っていく。 また、応募状況や予算等の状況により助成総額等を検討する。 機構の今後の財務状況の変化に備えて、安定的に助成事業を行うため費用の一部を毎年度の公益充実資金として積み立てを行う。 ②「こども水質保全活動助成」については、学校や地域の市民団体等に対して行うもので、教育ツールとしても分かりやすく、「子どもたちが水質保全活動の担い手として活躍することを目指す」事業について、関係者各位から評価を得ていることから今後も事業を継続し、ホームページや報告会を通して活動成果を広く一般に提供していく。なお、応募状況を踏まえ、助成金総額や採択要件見直し等を行っていく。 ③「（仮称）大人水質保全活動助成」を創設し、大学生以上の大人が活動する場合を対象に流域の河川や湖沼での「水質保全に資する活動」、例えば、簡易な水質調査、外来植物等の除去活動、ごみ拾い活動などを対象に、新たな活動助成事業を行うことが考えられる。 また、これら水質保全活動助成事業を行う中で、「流域の水質保全に資する観点」で機構とNP0等の活動団体や市民との新たな関係性の構築や機構の役割が見えてくることを期待する。	【水質保全研究助成募集分野】 毎年度、当機構の調査研究課題に基づき、研究所の調査研究内容や喫緊の研究課題を勘案のうえ、学術委員会の議を経て決定。			
【こども水質保全活動助成募集分野】 ・琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動 ・上流・下流のつながりなど広域的な視点 ・今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫						
【（仮称）大人水質保全活動助成】 大学生以上の大人の河川・湖沼での水質保全活動に助成						
「水質保全研究助成」、「子供水質保全活動助成」成果報告会						

注1) 内閣府認定の事業項目 ※はどちらかを選択する。

注2) 表中の点線矢印（-----▶） は、事業規模・内容の縮小含む見直し等。 表中の点線矢印（----▶） は、構想・準備期間

〔資料 6〕

理事長専決報告（職員給与規程の一部改正）

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構職員給与規程の一部を
改正する規程の制定について

次のとおり、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構職員給与規程の一部を改正する規程を制定することにつき、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構職務権限・組織規程第3条第1項第3号の規定に基づき、専決する。

令和7年4月1日

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
理事長 三 和 伸 彦

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

給 料 表											
職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
	86	256,000	297,100	346,000							
	87	256,300	297,400	346,400							
	88	256,600	297,700	346,800							

	89	256,900	298,000	347,000							
	90	257,200	298,300	347,400							
	91	257,500	298,600	347,800							
	92	257,800	299,000	348,200							
	93	258,100	299,200	348,400							
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

有価証券の売買について

1 今回の売買について

令和 6 年度第 4 回理事会 報告事項 4 及び第 3 回評議員会 報告事項 2 「次期 (R8～10) あり方検討に向けた事務局検討状況」の「Ⅱ.(3)基本財産運用収入の増加策」において説明を行った①基本財産債券の組替運用案 1－2 及び②特定資産の活用・運用案 2－2 に基づき、次の 3 案件について基本財産として保有する有価証券の購入及び組替を実施した。

なお、実施に先立ち、令和 7 年 3 月 13 日に令和 6 年度第 1 回資金運用委員会を開催し、各案件について審議・承認された後、以下の各日において実施した。

(1) 案件 1 【新規購入…上記報告事項②案 2－2 に該当】

●基本財産として保有していた有価証券 〔群馬県第 3 回公募公債 (20 年) 額面 6 千万円 (利率 1.687%)〕 と特定資産として保有していた現金預金 〔りそな銀行定期預金 (1 年) 金額 6 千万円 (利率 0.002%)〕 を 2 月 26 日に組み替えた上で、新規に基本財産として保有する有価証券の提案を証券各社に提案を依頼し選定。

●選定条件

- ・購入債券…当機構資金管理・運用規程第 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号に該当する国債証券、地方債証券及び特別法人債
- ・利率、購入単価、年限…利率：2.300%以上、購入単価：額面単価 (100 円) 以下、年限：最長 30 年債

●選定結果

- ・購入債券…第 85 回利付国債 (30 年)、利率：2.300%、購入単価 (額面 100 円)：94.811 円
(提案締切日時：令和 7 年 3 月 18 日 午前 11：30 / 約定日時：同日 午後 0 時 43 分 /
受渡日：令和 7 年 4 月 3 日)
- ・取扱会社…SMB C 日興証券株式会社

(2) 案件 2 【組替 1…上記報告事項①案 1－2 に該当】

●基本財産としての保有していた有価証券 〔第 260 回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (30 年) 額面 3 億円 (利率 0.651%)〕 について、その売却額と組替 (購入) 債券の銘柄、利率、購入価格の提案を証券各社に提案を依頼し選定。

●選定条件

- ・売却債券…売却単価 (額面 100 円)：購入単価以上 (売却債券の売却単価 $\geq$ 購入債券の取得単価)
- ・購入債券…当機構資金管理・運用規程第 4 条第 1 項第 2 号の国債証券もしくは同項第 4 号の特別法人債 (政府保証債に限る) 【安全性重視】、2 銘柄以内
- ・利率、購入単価、年限…利率：1.000%以上、購入単価 (額面 100 円)：売却単価以下 (売却債券の売却単価 $\geq$ 購入債券の取得単価)、年限：最長 40 年債

●選定結果

- ・売却債券…売却単価（額面 100 円）：60.876 円
- ・購入債券…第 15 回利付国債（40 年）、利率 1.000%、購入単価（額面 100 円）60.443 円
（提案締切日時：令和 7 年 3 月 21 日 午前 11：30 ／ 約定日時：同日 午後 0 時 42 分 ／
受渡日：令和 7 年 4 月 3 日）
- ・取扱会社…大和証券株式会社

(2) 案件 3 【組替 2…上記報告事項①案 1－2 に該当】

- 基本財産としての保有していた有価証券 「政府保証第 356 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（30 年）額面 3 億円（利率 0.686%）」について、その売却額と組替（購入）債券の銘柄、利率、購入価格の提案を証券各社に提案を依頼し選定。

●選定条件

- ・売却債券…売却単価（額面 100 円）：購入単価以上（売却債券の売却単価 $\geq$ 購入債券の取得単価）
- ・購入債券…当機構資金管理・運用規程第 4 条第 1 項第 2 号の国債証券、もしくは同項第 4 号の特別法人債（政府保証債に限る）【安全性重視】、2 銘柄以内
- ・利率、購入単価、年限…利率：1.100%以上、購入単価（額面 100 円）：売却単価以下（売却債券の売却単価 $\geq$ 購入債券の取得単価）、年限：最長 40 年債

●選定結果

- ・売却債券…売却単価（額面 100 円）：67.200 円
- ・購入債券（2 銘柄）…
 - 1) 第 15 回利付国債（40 年）、額面 100,000 千円、利率 1.000%、購入単価（額面 100 円）61.968 円
 - 2) 第 16 回利付国債（40 年）、額面 200,000 千円、利率 1.300%、購入単価（額面 100 円）67.906 円合計・平均） 額面 300,000 千円、利率 1.200%、購入単価（額面 100 円）65.926 円
（提案締切日時：令和 7 年 3 月 28 日 午前 11：30 ／ 約定日時：同日 午後 0 時 37 分 ／
受渡日：令和 7 年 4 月 10 日）
- ・取扱会社…野村証券株式会社

2 今回の購入・組替(売買)による収益の改善について

(1) 案件 1 【新規購入】

●年間受取利息収入の増加

・(基本財産運用益：A) の増加

新旧	銘 柄	利率 (%)	額 面 (千円)	利息収入 (千円)
旧	群馬県第3回公募公債 (20 年)	1.687	60,000	1,012
新(購入)	第85回利付国債 (30 年)	2.300	60,000	1,380
新(購入) 債券—旧債券 (A)				368

・(特定資産運用益：B) の増加

新旧	銘 柄	利率 (%)	額 面 (千円)	利息収入 (千円)
旧	りそな銀行定期預金(1 年)	0.002	60,000	1
新(入替)	群馬県第3回公募公債 (20 年)	1.687	60,000	1,012
新(入替債券) —旧(定期預金) (B)				1,011

◎案件 1 の実施による運用益額は、基本財産分 A + 特定資産分 B 併せて 1,379 千円の増加

- ・基本財産運用益：Aについては、毎年度「正味財産増減計算書」の「一般正味財産増減の部」における「経常収益」の「基本財産運用益」に計上
- ・特定資産運用益：Bについては、毎年度「正味財産増減計算書」の「一般正味財産増減の部」における「経常収益」の「特定資産運用益」に計上
- ・基本財産に入替えた現金(60,000 千円)と債券の購入額(56,886.6 千円)との差額(3,113.4 千円)は、基本財産現預金として保有

(2) 案件 2 【組替 1】

●年間受取利息収入の増加

・(基本財産運用益) の増加

売買	銘 柄	利率 (%)	額 面 (千円)	利息収入 (千円)
売	第260回日本高速道路保有・債務返済機構債 (30 年)	0.651	300,000	1,953
買	第15回利付国債 (40 年)	1.000	300,000	3,000
購入債券—売却債券				1,047

◎案件 2 の実施による運用益額 1,047 千円の増加は、毎年度「正味財産増減計算書」の「一般正味財産増減の部」における「経常収益」の「基本財産運用益」に計上

●**売買差額**

売買	銘 柄	額 面 (千円)	額面単価 (円)	売買金額 (千円)
売	第 260 回日本高速道路保有・債務返済機構債 (30 年)	300,000	60.876	182,628
買	第 15 回利付国債 (40 年)	300,000	60.443	181,329
売却債券—購入債券 (売買差額)				1,299

◎**案件 2 の実施による売買差額 1,299 千円は、**売買実施年度（令和 6 年度）「貸借対照表」の「正味財産の部」における「指定正味財産合計」に計上

(3) **案件 3 【組替 2】**

●**年間受取利息収入の増加**

・（基本財産運用益）の増加

売買	銘 柄	利率 (%)	額 面 (千円)	利息収入 (千円)
売	政府保証第 356 回日本高速道路保有・債務返済機構債 (30 年)	0.686	300,000	2,058
買※	・ 第 15 回利付国債 (40 年) ・ 第 16 回利付国債 (40 年)	1.200	300,000	3,600
購入債券—売却債券				1,542

※ 2 債券の平均利率と合計額面・利息収入

◎**案件 3 の実施による運用益額 1,545 千円の増加は、**毎年度「正味財産増減計算書」の「一般正味財産増減の部」における「経常収益」の「基本財産運用益」に計上

●**売買差額**

売買	銘 柄	額 面 (千円)	額面単価 (円)	売買金額 (千円)
売	政府保証第 356 回日本高速道路保有・債務返済機構債 (30 年)	300,000	67.200	201,600
買※	・ 第 15 回利付国債 (40 年) ・ 第 16 回利付国債 (40 年)	300,000	65.926	197,780
売却債券—購入債券 (売買差額)				3,820

※ 2 債券の合計額面、平均単価、合計売買金額

◎**案件 3 の実施による売買差額 3,820 千円は、**売買実施年度（令和 6 年度）「貸借対照表」の「正味財産の部」における「指定正味財産合計」に計上